岐阜県森林認証管理方針

（岐阜県グループ FSC® C004268）

岐阜県の認証森林における森林管理活動は、岐阜県グループ森林認証管理方針（以下、「グループ方針」という。）に基づき行うものとし、この管理方針に定めのない事項ならびに細則について、岐阜県グループ森林認証管理方針第７の１の（２）に基づき岐阜県森林認証管理方針を次のように定める。

総則. 認証対象森林

１　認証対象森林

認証対象森林は、県有林とする。

２　県有林の概況

岐阜県が管理する県営林には、県が土地所有する森林である「県有林」と、県以外の者が所有する土地に県が森林管理を行う「県行造林」がある。

（県有林の詳細は、県営林経営計画書に記載）

県有林 3,974.18ha
- 純県有林・・・５市町村に計８箇所 2,396.44ha
- 県民の山・・・６市町村に計１４箇所 1,577.74ha

第１．法令の順守

１　法令の順守

グループ方針第１の１の支出に係る事項は、「岐阜県会計規則」に基づき実施するものとし、支出関係書類により期限内に支出されていることを確認できるよう書類管理する。

２　認証森林の境界

グループ方針第１の２の認証森林の境界は、「県営林区域図」により境界を明示する。また、現地の杭が消失している事実が発覚した場合は、速やかに復元を行う。

３　法令に基づく関係書類の保管

グループ方針第１の４の関係書類の保管は、管理書類・許認可関係書類は５年間、支出関係書類は１５年間保管する。

４　利害関係者の把握

グループ方針第１の５の利害関係者の把握は、別冊「岐阜県有林利害関係者リスト」により整理する。

５　コンプライアンスの確保

グループ方針第１の７のコンプライアンスの確保は、「岐阜県職員倫理憲章」に依る。
http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyosei-kanri/kensei-saisei/c11127/index_31600.html

第２．労働者の権利と労働環境

１　労働者の権利

グループ方針第２の１の（４）の労働組合は、「岐阜県職員組合」が組織されている。

２　安全教育

グループ方針第２の２の（１）の安全教育は以下のとおり実施する。

（１）グループメンバーへの安全教育

メンバーが参集する検討会等の機会またはメール配信により最新の基準等の情報提供を行う。

（２）受注者への安全教育

受注時に仕様書等により実施する。

３　安全管理

グループ方針第２の２の（２）のイのマニュアルは、以下を利用する。

・岐阜県建設工事共通仕様書
・林災防安全教材
・事故事例集
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11444.html

第３．先住民族の権利

１　先住民族の権利

県有林では現在確認されていないが、該当する場合は森林管理活動により影響を受ける土地・領域・資源について、その所有・使用・管理に関する先住民族の法的及び慣習的な権利を特定し、尊重するものとする。

第４．地域社会との関係

１　地域社会の特定

グループ方針第４の３に係る県有林内における事項は以下のとおり

（１）保有権

⇒岐阜県の所有権登記がなされ、その他地上権等の権利設定は存在しない。

（２）森林資源と生態系サービスへアクセスし使用する権利

⇒地役権等の権利設定は無く、その事例や事実は過去の記録にも存在しない

（３）地域社会が持つ権利と関連する業務

⇒事例や事実は過去の記録において存在しない

（４）（１）～（３）の権利と義務の証拠

⇒（１）～（３）のとおり存在しない

（５）地域社会と地域社会以外との間で権利が争われている地域

⇒事例や事実は過去の記録において存在しない

（６）これらの権利をメンバーとしてどのように守っていくかの概要

⇒上記より不要

（７）管理活動に関する地域社会の要望とその目的

⇒現時点でその事実はない

以上のことから、過去の記録や県有林が山間奥地に位置している現状から判断しても県有林内における地域社会は存在しない。

ただし、森林管理活動において影響があると判断される地域社会は以下の場合が想定される。

１）隣接所有者（影響する範囲内に限る）

ア　用地境界杭が消失した場合の境界杭を復元する場合（国土調査完了箇所は除く）

イ　県有林内に路網が整備されており、県有林内外の既設路網が損傷した場合

ウ　県有林内に路網が整備されておらず、県有林内の路網整備のため、隣接所有地を含めて路網整備を行う場合

２）下流域の地域住民（影響する範囲内に限る）

ア　材の搬出や建設機械の運搬等による既設路網の汚濁や損傷

イ　土地の形質の変更による生活用水の汚濁や水量の低下

２　地域社会への対応

県または受注者は、森林管理活動（仮設計画等も含む）において、前項の（１）と（２）に該当すると判断される場合は、グループ方針第４の４により実施する。

３　関連書類の保存

同意書等の関連書類は５年間保存する。

第５．森林のもたらす便益

１　森林のもたらす便益の特定

グループ方針第５の１の県有林内における生態系サービス等はレクリエーションの場として以下の箇所が特定される。

（１）県民の山Ｎｏ．１４１（高山市久々野町有道）
　　薬用樹展示林

２　森林のもたらす便益の利用

第１項の箇所について、常時一般開放するものとし、一般利用者の入り込み利用における安全確保のため、以下の項目を実施する。

（１）定期的な巡視
（２）必要に応じた清掃活動
（３）歩道等の老朽化等による破損の修復

３　適正な予算計上措置

グループ方針第５の５に係る適正な予算計上措置は、県営林経営計画書に基づき適正な予算措置を行う。

第６．多面的機能と環境への影響

１　多面的機能への悪影響が確認された場合

グループ方針第６の４の評価等において悪影響が確認された場合は以下の手順にて実施する。

（１）森林施業による場合

受注者へ施業の中止と措置の提案を提出するよう指示し、措置の結果、低減または補修が確認されるまで森林管理活動を中止する。

（２）災害等の一般管理上の場合

岐阜県森林公社へ状況確認と措置の提案を提出するよう指示し、措置の結果、低減または補修を確認する。著しい災害の場合は治山事業等の実施を要請する。

２　希少種等の生息・生息域の特定地の管理

グループ方針第６の６の県有林内における希少種等の生息や生息域は、別冊「県有林内希少種等の生息・生息域リスト」のとおり

３　希少種等の生息・生息域の特定地の管理

同項２で特定された区域で森林管理活動を行う場合は、第６－１「希少野生生物保護ガイドライン」にて実施する。

４　鳥獣保護区等の特定

県有林内で特定される事項は以下のとおり

（１）県有林の鳥獣保護区

ア　純県有林Ｎｏ．　　６：養老鳥獣保護区

イ　純県有林Ｎｏ．　　７：養老鳥獣保護区（特別保護地区）

ウ　純県有林Ｎｏ．　４０：川尻鳥獣保護区（特別保護地区）

エ　純県有林Ｎｏ．１７１：猪之鼻鳥獣保護区

オ　県民の山Ｎｏ．１４１：有道鳥獣保護区

（２）岐阜県希少野生生物保護条例の指定希少野生生物保護区

指定希少野生生物保護区は以下のとおりだが、県有林内には該当しない。

ア　西之川ハリヨ指定希少野生生物保護区（大垣市西之川町１丁目２１１９番１外）

イ　加賀野ハリヨ指定希少野生生物保護区（大垣市加賀野１丁目地内３７５番１外）

ウ　八幡ハリヨ指定希少野生生物保護区（揖斐郡池田町八幡鳥居前１９３４番１外）

エ　津屋ハリヨ指定希少野生生物保護区（海津市南濃町津屋字清水２０４０番１外）

オ　明谷ハリヨ指定希少野生生物保護区（本巣市外山字宮ノ前１１７２番外）

５　自然生態系の特定

県有林はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツによる人工林や広葉樹林ならびに崩壊地のみであり、グループ方針第６の１０は該当しない。

ただし、以下の県有林は多層な植物社会を形成されている地区であるため、施業等は実施せず保護するものとする。

（１）純県有林Ｎｏ．１７２：徳山県有林

６　自然林の維持

グループ方針第６の２０の転換は以下のとおりとする。

（１）自然林から人工林への転換

実施しない

（２）自然林から森林以外の土地利用への転換

実施しない。ただし、森林管理及び森林施業のための転換（作業路開設や林道開設等）は公益性が保たれ、損失を与えない範囲内である場合は除外する。

（３）自然林を直接転換して作られた人工林から森林以外の土地利用への転換

上項に同じ

７　転換された区域の除外

グループ方針第６の２１の転換の履歴について、別途作成している「県営林事業台帳」にて自己により実施されていないことは証明される。

第６－１　希少野生生物保護ガイドライン

１　目的

野生生物は生態系の基本的な構成要素としてだけでなく、県民の豊かな生活に欠かすことができないものである。岐阜県は豊かな自然が残されている一方で、開発により野生生物の生息地や生育地が失われ絶滅のおそれがあるものも少なくない。

認証森林においても、豊かな生態系を継承していくため希少野生生物の保護を図るものとする。

希少野生生物の保護は生態系の保全だけでなく種(個体)を保護することが重要である。そのため生息が確認された場合には速やかに保護対策を立て、森林整備によって希少野生動植物の生息地が奪われることがないようにする。

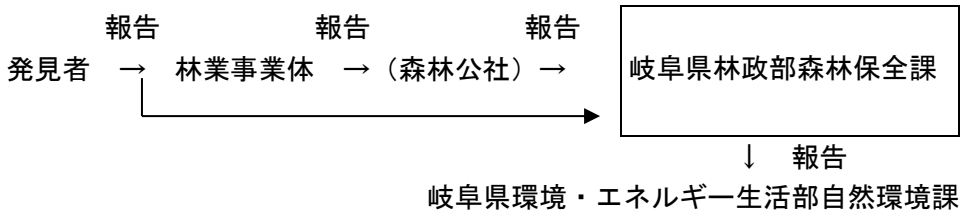
２　方法

「県有林内希少種等の生息・生息域リスト」に記載されている野生生物の生息を確認した場合には、報告様式１または２に記入し次項の手順に従って速やかに報告する。

３　報告手順

報告の手順は以下のとおりとする。

ただし、緊急を要するもの等特別な場合は、上記にかかわらず直ちに森林保全課へ報告する。



第７．管理計画

１　管理計画の作成と公開

岐阜県の管理計画は、岐阜県森林認証管理方針とし、森林管理活動の事業量等は県営林経営計画書ならびに森林経営計画書とする。

また、岐阜県グループ森林認証管理方針と岐阜県森林認証管理方針は岐阜県ホームページで公開する。

２　管理計画の管理目的

グループ方針第７の２の管理目的を以下のとおり設定する。

県営林を「環境保全林」と「木材生産林」の２つの森林に区分し、それぞれの特性に応じた森林づくりを目指す。

（１）環境保全林（豊かな環境とくらしを守る森林）

- ・環境としての森林の公益的機能の発揮を重視した施業を推進
- ・自然再生力を活用した森林の保全育成を進め、必要最小限の木材を伐採利用
- ・地球温暖化防止機能のうち主に二酸化炭素吸収機能の効果を発揮させる森林

（２）木材生産林

- ・木材生産のため循環利用を重視した施業を推進
- ・環境負荷に十分配慮し、計画的な伐採を繰り返すことで安定した木材の生産と循環利用を進める
- ・地球温暖化防止機能の全ての機能（二酸化炭素吸収、二酸化炭素貯蔵、省エネルギー、化石燃料抑制）を高度に発揮させる森林

３　管理計画の達成目標

グループ方針第７の２及び上記管理目的に対する達成目標を以下のとおり設定する。

評価は１回／年以上行う。

（１）環境保全林

①森林の特性に対応した事業を必要に応じて実施する。

②現況調査（巡回、航空写真等）を行い、保全を図る。

（２）木材生産林

①主伐の材積量を、森林経営計画書に記載の上限材積量以下とする。

②間伐の実施面積を、森林経営計画書に記載の間伐下限面積以上とする。

③直近５年間の平均伐採量を、最新の森林資源構成表に記載の成長量以下とする。

（３）その他

①安全装備を徹底し、事故ゼロとする。

②利害関係者や影響を受ける者（近隣住民、森林所有者等）から苦情や意見等があった場合、協議を行う。

４　管理計画の見直し

岐阜県の管理計画は、早急な対応が必要な場合を除き、必要に応じて１回／年更新を行う。

５　管理計画の利害関係者等との協議とその記録

グループ方針第７の４の意見書の保管は、５年間とする。

第８．モニタリングと評価

１　モニタリングプロットの設定

グループ方針第８の１の（３）のイの（ア）のその他の区域として、以下の区域を設定する。

・薬用樹生育状況調査箇所

県民の山：高山市久々野町有道

２　モニタリング結果の公表

グループ方針第８の３の結果の公表は、概要版を岐阜県ホームページで公開する。

３　林産物の書類と保管

グループ方針第８の６の書類は５年間保存する。

４　FSC®表示を伴う林産物の書類と保管

グループ方針第８の７の書類は５年間保存する。

５　FSC 商標の適正な使用

グループ方針第８の８の適正使用について、他部局においても適正使用を管理するため、申請手続きは一括して林政部森林保全課で行うものとし、定期的に適合状況を監視する。

第９．高い保護価値

１　高い保護価値（ＨＣＶ）の特定

グループ方針第９の１および２から、県有林では以下のとおり特定される。

種	No.	所在地	HCV1	HCV2	HCV3	HCV4	HCV5	HCV6
純県有林	6	養老郡養老町養老公園字滝谷	○	－	－	－	－	－
	7	養老郡養老町養老公園字唐谷	○	－	－	－	－	－
	40	揖斐郡揖斐川町西横山字川尻　外１字	○	－	－	－	－	－
	41	揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷	○	－	－	－	－	－
	121	下呂市金山町中切字大谷洞	○	－	－	－	－	－
	171	高山市高根町日影字鼬ヶ鼻　外１字	○	－	－	－	－	－
	172	揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山 外１大字１字	○	○	－	－	－	－
	173	恵那市笠置町毛呂窪字中田	○	－	－	－	－	－
県民の山	23	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字平岩	○	－	－	－	－	－
	31	揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平	○	－	－	－	－	－
	36	揖斐郡揖斐川町日坂字和佐谷	○	－	－	－	－	－
	44	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷	○	－	－	－	－	－
	48	本巣市根尾能郷字遊谷	○	－	－	－	－	－
	49	本巣市根尾越波字上ヶ原　外１字	○	－	－	－	－	－
	74	郡上市明宝小川字浅谷山　外１字	○	－	－	－	－	－
	78	加茂郡白川町下佐見字滝ヶ牧	○	－	－	－	－	－
	109	下呂市小坂町坂下字ヒバオ	○	－	－	－	－	－
	110	下呂市小坂町赤沼田字大念仏	○	－	－	－	－	－
	122	下呂市金山町乙原字桜谷　外１字	○	－	－	－	－	－
	123	下呂市金山町弓掛字信濃柿	○	－	－	－	－	－
	141	高山市久々野町有道字六郎洞　外３字	○	－	－	－	－	－
	148	高山市朝日町胡桃島字太郎洞	○	－	－	－	－	－

※HCV1　：「岐阜県レッドリスト掲載種」かつ「ＩＵＣＮ又は環境省のレッドリストにおいて、ＶＵ（絶滅危惧Ⅱ類）以上の評価がされている種」が生息する可能性のある森林または鳥獣保護区指定地

詳細は、別冊「県有林内希少種等の生息・生息域リスト」のとおり。

※HCV2　：大規模な原生林景観を持つ森林

※HCV3　：HCV1 該当種の生息地かつ人間活動により大きく減少した森林

※HCV4　：土砂災害特別警戒区域より。

※HCV5　：全て山間奥地に位置しており、生活等に直接依存する地域は無い。

※HCV6　：岐阜県ＨＰ／岐阜圏域統合型 GIS より、世界遺産や史跡名勝等の指定地は存在しない。

２　ＨＣＶの見直しの頻度

グループ方針第９の５の見直しは、５年に１回行う。

３　ＨＣＶへの脅威の特定

グループ方針第９の６のＨＣＶへの脅威は、以下のとおり特定される。

ＨＣＶ	特定される脅威
１	（当事者による場合） 岐阜県管理方針第６の３の第６－１「希少野生生物保護ガイドライン」の調査で漏れが生じた場合 （第３者による場合） 捕獲・盗伐による場合
２	（当事者による場合） 岐阜県管理方針第６の５により施業は行わないため脅威は特定されない。 （第３者による場合） 誤伐・盗伐による場合
３	（当事者による場合） 岐阜県管理方針第６の３の第６－１「希少野生生物保護ガイドライン」の調査で漏れが生じた場合 （第３者による場合） 捕獲・盗伐による場合
４	（当事者による場合） 許認可手続きを行えば脅威は回避されるが、許認可手続き漏れが生じた場合 （第３者による場合） 無許可行為、違法開発
５	（当事者による場合） 許認可手続きを行えば脅威は回避されるが、許認可手続き漏れが生じた場合 （第３者による場合） 無許可行為、違法開発
６	（当事者による場合） 許認可手続きを行えば脅威は回避されるが、許認可手続き漏れが生じた場合 （第３者による場合） 無許可行為、違法開発

４　モニタリングの実施

（１）グループ方針第９の９のモニタリングは以下のとおり実施する。

ア　モニタリングの頻度

年１回とするが、大規模災害発生時はその都度行うものとする。

イ　モニタリングの方法

巡視または現地調査の際に実施する。No.172 は現地に到達することができないため、スカイ＆ランドパトロール等により実施する。

ウ　管理方策の実施記録

実施した管理内容を逐次記録する。

エ　現況評価

モニタリングで得られたデータを年１回評価し、異常がないかチェックする。

オ　管理方策や取組効果の評価

管理方策や取組の効果の発現を確認するため年１回評価を実施する。

カ　利害関係者等との協議

変化があった場合に限り、グループ方針第９の３の（２）の様式７に準じて行う。

（２）モニタリングの記録は５年間保存する。

第１０．管理活動の実施

１　皆伐後等の更新

グループ方針第１０の２の皆伐後等の更新は以下のとおり定める。

（１）人工林からの更新

原則、植栽樹種はスギ、ヒノキ等これまで存在していた従来種より選定するが、保安林の植栽指定が無く、天然更新が期待できる地域は天然更新によるものとする。

（２）広葉樹林からの更新

原則、天然更新とするものとする。ただし、２年以内に萌芽が確認できない場合は人工林による植栽も検討する。

（３）外来種の使用

ア　植栽樹種としては原則選定しないものとするが、早生樹のように県外において実績があり、早期に皆伐前の状態に復元することが期待される場合は、モニタリングの実施かつ侵略的拡大の制御対策を実施のうえで選定の対象とする場合もある。

※参考：早生樹の例

	センダン	コウヨウザン	ﾁｬﾝﾁﾝﾓﾄﾞｷ	ヤナギ類（本表はｵﾉｴﾔﾅｷﾞ）
分類	落葉広葉樹	常緑針葉樹	落葉広葉樹	落葉広葉樹
科・属	センダン科 センダン属	ヒノキ科（スギ科） コウヨウザン属	ウルシ科 ﾁｬﾝﾁﾝﾓﾄﾞｷ属	ヤナギ科 ヤナギ属
分布	四国・九州	東北から沖縄まで 分布（江戸時代に台湾・中国より渡来）	九州	北海道・本州・四国
主な用途	建築材、家具材	建築材、合板用材、家具材	建築材、合板用材、家具材（日本での利用例は少ない）	バイオマス用材
生長量	14 年生で樹高が約 15～16m、胸高直径～37cm の事例あり（熊本県）	54 年生で樹高が約 20m、胸高直径 27cm の事例あり（広島県）	21 年生で樹高が約 24～26m、胸高直径 18～37cm の事例あり（大分県）	－

イ　その他の種子・園芸種等は原則、在来種を選定する。

２　生物的防除の実施

グループ方針第１０の５の生物的防除は実施しない。

附則　この管理方針は、平成３１年２月７日から施行し、H26 年度制定の岐阜県森林認証管理方針は廃止する。
附則　この管理方針は、令和２年１０月３０日から一部改正し、施行する。
附則　この管理方針は、令和３年７月１５日から一部改正し、施行する。
附則　この管理方針は、令和４年４月１日から一部改正し、施行する。
附則　この管理方針は、令和５年５月１日から一部改正し、施行する。
附則　この管理方針は、令和７年９月１９日から一部改正し、施行する。
附則　この管理方針は、令和８年４月１日から一部改正し、施行する。
附則　この管理方針は、令和８年９月１８日から一部改正し、施行する。

様式１

希少種保護　報告様式　　年　　月　　日

（該当箇所にチェックすること）

報 告 者	所属 氏名
発見日時	年　　月　　日
発見場所 （森林簿）	□純県有林・□県民の山　NO.（　　） （通称名：　　） □その他 （　林班－　　－　　） □尾根　□谷　□山腹　□その他（　　）
希少種の 概要	①分類　□植物 □動物　□哺乳類　□鳥類　□両生類・爬虫類 □魚類　□昆虫類　□貝類
植物の場合	①分布範囲　約　　ha ②植生の状態 （１）□単体　□群生（約　　個体） （２）□湿地　□沼地　□その他（　　） ④種名　□名前がわかる（種名　　） □名前がわからない 特徴：高さ、葉、幹、茎、花等の形状
動物の場合	①発見したもの　□個体そのもの □糞　□爪あと □その他（　　） ②種名　□名前がわかる（種名　　） □名前がわからない 発見物の特徴：
その他特記事項	

写真等があれば添付すること

様式 2（※希少な野生生物の場合は、様式 1 により報告）

貴重な動植物報告様式

年　月　日

（該当箇所にチェックすること）

報 告 者	所属 氏名
発見日時	年　月　日
発見場所 （森林簿）	□純県有林・□県民の山　NO.（　　） （通称名：　　） □その他 （　林班－　－　） □尾根　□谷　□山腹　□その他（　　）
樹　木	※巨樹、巨木、これに類する樹木を確認した場合 ①樹木名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ②植生の状態 （１）□単体　□群生（約　個体） （２）□湿地　□沼地　□その他（　　） ③樹木形状 樹　高 ＿＿＿＿＿＿ｍ 胸高直径または幹周り　□胸高　□幹周り ＿＿＿＿＿＿ｍ 推定林齢 ＿＿＿＿＿＿年
動　物	※下記動物を確認した場合 ①種類　□クマ　□ニホンカモシカ　□シカ □その他 ②発見したもの　□個体 □糞　□爪あと　（ただし比較的新しいもの） □その他（＿＿＿＿＿＿）
植　物	※指標植物や貴重な植物の個体、あるいは群生を確認した場合 ①植物名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ②植生の状態 （１）□単体　□群生（約　個体） （２）□湿地　□沼地　□その他（　　）
その他特記事項	

写真等があれば添付すること